### ○益城町ファミリー・サポート・センター事業実施要項

平成22年6月30日告示第45号

改正

平成24年1月11日告示第1号 令和2年3月30日告示第36号 令和6年5月30日告示第78号 令和7年9月26日告示第136号

益城町ファミリー・サポート・センター事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、育児の援助を行いたい者(以下「協力会員」という。)と育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)を会員として、益城町ファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域において子育てを互いに支え合う環境づくりを推進し、町民が安心して子育てができる地域社会を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、益城町とする。ただし、町長は、事業の運営又はその一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は特定非営利法人等の団体に委託することができるものとする。

(業務内容)

- 第3条 益城町ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)は、次に 掲げる業務を行う。
  - (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
  - (2) 会員相互の育児に関する援助活動(以下「援助活動」という。)の調整等
  - (3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
  - (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
  - (5) 関係機関との連絡調整
  - (6) 事業推進のための啓発及び広報に関する業務
  - (7) その他事業の実施に必要と認められる業務 (アドバイザー)
- 第4条 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置くものとする。

- 2 アドバイザーは次に掲げる業務を行う。
  - (1) センターの事業内容の周知及び啓発
  - (2) 会員の登録
  - (3) 会員の統括
  - (4) サブリーダーの育成指導
  - (5) 会員の相互援助の連絡調整
  - (6) 会員の交流会の開催にかかる事務
  - (7) 会員間のトラブルへの助言
  - (8) センターに関する広報紙の発行
  - (9) その他必要な業務

(サブリーダー)

- **第5条** センターは、援助活動の円滑な実施のため必要があると認めるときは、会員の中からサブリーダーを置くことができる。
- 2 サブリーダーは、アドバイザーの行う業務を補佐する。 (入会等)
- 第6条 センターに入会しようとする者は、益城町ファミリー・サポート・センター入会 申込書 (別記第1号様式) を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。
  - (1) 町内に住所を有していること。(依頼会員にあっては、町内に勤務する者を含す。)
  - (2) 協力会員にあっては、子育ての経験があるおおむね70歳までの健康な者であって センターが実施する講習を修了した者であること。ただし、保育士又は看護師の資格 を有する者及びセンターが特に受講を要しないと認める者については、この限りでな い。
  - (3) 依頼会員にあっては、生後3か月から小学校6年生までの児童(以下「対象児童」という。)と同居し、育てている者であること。
- 3 協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。これを両方会員という。
- 4 センターは、入会を承認したときは、センターの会員として登録するとともに、益城 町ファミリー・サポート・センター会員証(別記第2号様式。以下「会員証」とい う。)を交付するものとする。

- 5 会員証の有効期間は1年間とする。ただし、年度の途中で入会した会員に係る会員証 の有効期限は、入会日の属する年度の末日までとする。
- 6 会員の登録の有効期間満了の後も引き続き会員の登録を希望し、第2項に掲げる要件 に該当する者については、有効期間満了の翌日に会員証を更新するものとする。
- 7 会員は、会員証の内容に変更が生じたときは、センターに益城町ファミリー・サポート・センター会員登録内容変更届(別記第3号様式)を提出しなければならない。 (会員の資格喪失等)
- **第7条** 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失するものとする。
  - (1) 益城町ファミリー・サポート・センター退会届(別記第4号様式)が提出されたとき。
  - (2) 前条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 2 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失させることができる。
  - (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。
- 3 会員は、その資格を喪失したときは、直ちにセンターに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

- 第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 誠実に援助活動を行うこと。
  - (2) 援助活動を通じて知り得た他の会員及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。
  - (3) 会員の地位を利用して政治活動及び宗教活動を行わないこと。
  - (4) 援助活動において、営利等を目的とする行為を行わないこと。
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。
- 2 会員は、援助活動により知り得た他の会員に関する事情等について、プライバシーを 侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。

(援助活動の内容)

第9条 援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保護者の疾病、冠婚葬祭、他の児童の学校行事等の理由により対象児童を預かること。
- (2) 保育園、幼稚園、小学校及び放課後学童保育施設(以下「保育施設等」という。)の開始時間前及び終了時間後に対象児童を預かること。
- (3) 対象児童を保育施設等まで送迎を行うこと。
- (4) 対象児童が軽度の病気又は保育施設等が休みの場合に、保護者の就労その他の事由により対象児童を預かること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行うこと。
- 2 援助活動は、朝6時から夜10時までの間において、必要と認められた時間とし、原則として対象児童の宿泊は行わない。
- 3 援助活動は、原則として協力会員の自宅において行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当事者間で合意の上、依頼会員の自宅等において 行うこととする。

(援助活動の利用申込等)

- 第10条 依頼会員は、援助活動を受けたいときは、援助活動申請書(別記第5号様式)によりセンターへ申し込むものとする。ただし、2回目以降の申込みについては、依頼会員及び協力会員が同一の者である場合に限り、センターへ電話により申し込むことができる。
- 2 センターは、前項の申込みを受けたときは、当該援助の内容、日時、緊急時の連絡先等、援助活動の調整に必要な事項を確認し、援助依頼受付簿(別記第6号様式)に記載するとともに、当該援助活動の実施に際して適した者を協力会員のうちから選定するものとする。
- 3 前項の規定により選ばれた協力会員は、依頼会員と援助活動の実施について十分な協議を行い、両者合意のうえで当該援助活動の内容、日時等の詳細を事前打合せ書(別記第7号様式)に記載し、決定するものとする。

(援助活動の報告)

- 第11条 協力会員が援助活動を実施したときは、当該援助活動の記録を援助活動報告書 (別記第8号様式) に記載し、依頼会員の確認を受けるものとする。
- 2 協力会員は、前項の規定により依頼会員の確認を受けたときは、遅延なく援助活動報

告書をセンターに提出するものとする。

(援助活動の利用料金)

第12条 依頼会員は、援助活動後別表に定める基準に基づき、協力会員に利用料金を支払 わなければならない。ただし、援助活動において発生した経費についても同時に支払う ものとする。

(損害賠償)

- 第13条 援助活動中に発生した事故による損害については、原則として当事者である会員 間で解決するものとする。
- 2 会員は、前項の損害の賠償等に備えるため、補償保険に一括して加入するものとする。 (その他)
- 第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

**附** 則 (平成24年1月11日告示第1号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第36号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月30日告示第78号)

この要項は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和7年9月26日告示第136号)

この要項は、告示の日から施行する。

#### 別表 (第12条関係)

援助活動利用料金基準額表

利田区八	利用料金基準額
利用区分	(1時間当たり)
平日 (月曜日から金曜日まで) 午前7時から午後7時まで	500円

平日(月曜日から金曜日まで)	600円
午前6時から午前7時まで	
平日(月曜日から金曜日まで)	
午後7時から午後10時まで	
土曜日、日曜日、祝日、年末年始等	600円

### 備考

- 1 取り消しの場合、次の金額を依頼会員は支払うものとする。
  - (1) 前日までの取り消し 無料
  - (2) 開始予定時刻までの取り消し 基準額1時間分
  - (3) 開始予定時刻を過ぎてからの取り消し 基準額×過ぎた時間
  - (4) 無断取り消し 全額
- 2 援助活動において発生した対象児童に与えるおやつ・おむつ等の費用、公共交通 機関やタクシー利用の交通費は、依頼会員が実費を支払うものとする。
- 3 依頼会員が兄弟姉妹で複数の子どもを依頼した場合は、2人目からの利用料金は 半額支払うものとする。
- 4 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 5 1時間を超えた場合の料金は、30分以下の場合は、上記1時間当たりの基準額の 半額とし、30分を超えて1時間未満の場合は上記1時間当たりの基準額とする。

益城町ファミリー・サポート・センター入会申込書 年

月 日

益城町ファミリー・サポート・センター 御中 下記のとおり、益城町ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます。 依頼会員 協力会員 両方会員

												_
			战	名	ふりがな	2			印	配偶者	有・無	#
写		真	住	所	郵便番号 益城町大	<del>;</del> (字						
			生生	<b>手月日</b>			年	月	目			
			赵	業			雇用無	ヺ労働者 職	自? その	営業 の他		
連	絡	先	自携新	宅 帯	_			勤務先				

## 【依頼会員・両方会員記入欄】

7101 0	ふ り が な 名 前	生 年	月日	性 別	続柄	保育施設等・学校名
子どもの		•	•	男・女		
状 況		•	٠	男・女		
		•	•	男・女		
参考事項	※子どもの性材 とを記入する	各・心身の ること。	状況・その	の他健康で	面・生剤	舌面で注意するべきこ

### 【協力会員・両方会員記入欄】

家族の	配偶者・子ども 父・母	3	£	Æ	9	Č		ð		2	A	翟	ŧ	1 •	畴		Ħ		
状 況	文・母 その他( )	時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
ペット	犬・猫・その他()	月																	
	口 自宅で乳児(1歳未	火																	
援助で	満)を預かること □ 自宅で1歳以上3歳	水																	
	未満児を預かること	木																	
きる内	│□ 自宅で3歳以上就学   未満児を預かること	金																	
容	ロー 自宅で小学生を預か ること	土																	
	口 保育施設等への送迎	目																	
車での 送 迎	可・不可	その	) 1	他															

※入会に際し、記載内容が協力会員に提供されることに同意します。 年 月 日 氏 名

(表)

		益城	町ファ	ะเมะ	-・サ	ポート・	センタ	- 会員証
	វែក :	力会員	依賴	会員	両	方会員		会員番号
氏	名							
生年	月日		年	月	目			写真貼付欄
有効	期間		年 年	月月	日日			

上記の者は、益城町ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

年 月 日

益城町ファミリー・サポート・センター 住 所 電話番号

(裏)

#### 注 意 事 項

- 1 援助の依頼または提供は、必ずセンターを通して行ってください。
- 2 援助活動を利用または実施するときは必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は、提示してください。
- 3 この会員証を紛失や破損した場合、または会員証の内容に変更が生じた場合 は、直ちにセンターへ連絡してください。
- 4 この会員証を他人に貸与、または譲渡しないでください。
- 5 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
- 6 援助活動中に事故等が発生したときは、直ちにセンターへ連絡してください。
- 7 退会するときは、必ず、この会員証をセンターに返却してください。

## 別記第3号様式(第6条関係)

益城町ファミリー・サポート・センター会員登録内容 変更届

年 月 日

益城町ファミリー・サポート・センター 御中

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 会員番号

益城町ファミリー・サポート・センターの(協力・依頼・両方)会員として登録されている事項について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

項	目	変	更	ग्रेंह	変	更	後
氏 :	名						
住,	所						
電話番号	뮺						
そ の 1	他						

## 別記第4号様式(第7条関係)

益城町ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

益城町ファミリー・サポート・センター 御中

 届出者 住 所

 氏 名

 電話番号( ) 一

 会員番号

益城町ファミリー・サポート・センターを退会したいので届け出ます。

会	員	Ø	種	類				協力	会員		依頼会	員	両方分	員		
会	員		氏	名	(&	りが	な)				生年。	月日		年	月	目
住				所	郵便 益城	番号 町大:	字									
電	謟	i	番	뮺	(	)		_								
退		会		Щ				年	月	ŀ	∄					
退	会	Ø	理	曲												
会	員言	Œ	) 返	還						7	j •	無				
備				考												

年 月 日

益城町ファミリー・サポート・センター 御中 援助 活動 申 請書

											会員:	番号			
援	助活動	希望	日 時			<u> </u>	年 诗	月 分	·~	甘 時	分				
会	員	氏	名						生生	羊月日	1	年	,	į	日
会	員	住	所												
連	å	各	先												
子	ど も (愛	の 称)	名 前	(			)	(	(		)	(			)
生	年	月	日		年	月	Щ			年	月 日		年	月	目
月			齝		歳	,	か月			歳	か月		歳		か月
性			別		男・	女				男・す	ζ.		男・	女	
保学	育 所 校名(4	· 幼 学 年	稚 園 ・組)	(			)	(	(		)	(			)
	かりつけ	の医	療機関	電話	番号			電	話者	爭号		電話	番号		
Ŧ												İ			
4.4															
) <u>.</u>															
ŧ															
Ø															
枤															
炾															

# 別記第6号様式(第10条関係)

援助 依頼 受付簿

受	付		依	頼	会	員	援助希望年月日	援助依	緊急時	協	j,	会	員		
番	뮺	受付年月日	会員番号	氏	名	対 象 児童名	(曜日・期間・時間等)	頼内容	連絡先	会番	員号	氏	名	備	考
					Ì										

# 別記第7号様式(第10条関係)

# 事前打合せ書

会員番号	依頼会員氏名		会	番号	協力会員			
連絡先			連	絡先				
希望日時	年	月	日(	曜日)	~			
内 容								
預かり場所								
の他特記事項								
準 備 物								
準備物								
備考	畑ファミリー	·サポー	・ト・セング	9一 担当	<b>*</b>			

年 月 日

## 援助活動報告書

		会員番号		
依頼会員氏名				
<b>被 守 壮 争</b>		男・女	歳	か月
援助対象		男・女	歳	か月
児童の名前		男・女	歳	か月
援助 依頼 の 理 由	1 仕事 2 保護者の病気 3 家族の 5 学校・保育園の行事 6 その他(	の病気介護	4 冠	婚葬祭 )

									ź	手員名	爭			
協力会員	氏名													
援助活動	日時		年	月		目	(予算 (実)	定) 漬)	# #	÷	分~ 分~	E	诗诗	分 分
			撥脚	Æ	動	Ø	内	<b>\$</b>	*					
時		間	活	動	内	容			児	童	の	様	子	
:	~ ~ ~ ~ ~	:												

報	酬	円	(内訳)	円×	時間=	円
学収	買川	円	(内訳)	円×	時間=	円
実	<b>台灣</b> 弗	円	(実費内訳)			
	交通費	円	(ガソリン代)		km ×	円
費	その他	円	(内訳)			
	計	円				

援助活動の結果を確認し、報酬等を支払います。

年 月 日

依頼会員氏名

1

援助活動に対する報酬等を受け取りました。

年 月 日

協力会員氏名